

「まほろば元気 100 菜プロジェクト」ロゴマーク使用細則

(目的)

第1条 この細則は、「まほろば元気 100 菜プロジェクト」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」とする）を、野菜摂取の普及・啓発にかかる商品パッケージやチラシ等に使用する場合に関して、必要な事項を定めるものである。

(使用承認の申請)

第2条 ロゴマークを商品等に使用しようとする事業者は、あらかじめ申請書（様式1）を奈良県健康づくり推進課長（以下、「課長」とする）に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請は、「まほろば元気 100 菜プロジェクト推進店」の代表者が行うものとする。

(使用の承認)

第3条 課長は、事業者から前条によりロゴマークの使用承認の申請を受け、下に定める要件を満たすと認められた場合、事業者に対して使用承認通知書（様式2）を交付し、申請書に記載された期間に限りロゴマークの使用を承認する。ただし、課長は、ロゴマークの使用が不相当であると判断する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- 一 ロゴマークを、申請書に記載された「まほろば元気 100 菜プロジェクト推進店」において使用すること。
- 二 ロゴマークを使用する商品について、製造者等、当該商品の責任を有する者の承諾を得ていること。

(使用料)

第4条 使用料は無料とする。

(遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 ロゴマークは、承認を受けた商品にのみ使用すること。
- 二 ロゴマークは、定められた規格（別紙1）に従って正しく使用すること。
- 三 ロゴマークを使用した商品について、完成品、完成見本またはその写真等を、使用開始後速やかに課長に提出すること。
- 四 その他、ロゴマークの使用に際して、課長が特に付した条件がある場

合には、その条件に従って使用すること。

(使用の取消)

第6条 課長は、ロゴマークの使用が本規程および承認された内容に違反していると認められるときには、事業者に対し、ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取り消しは、使用承認取消書（様式3）により行うものとする。

3 課長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(申請内容の変更)

第7条 申請書の内容に変更が生じたときは、ロゴマーク使用内容変更申請書（様式4）を課長に提出しなければならない。

(損害に対する責任)

第8条 ロゴマークの使用により事故等が発生した場合、事業者がその損害賠償の責任を負うものとし、課長は一切その責任を負わないものとする。

2 前項の事故等が発生した場合は、当該事業者は速やかにその事故等の内容を課長に報告しなければならない。

(附則)

この細則は平成30年3月22日から施行する。